

第6章 執行機関

(市長)

- 第18条 市長は、市民の信託に應えるため、指導力を発揮するとともに、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
- 2 市長は、この条例の自治の基本理念にのっとり、市民自治の実現に努めなければならない。
- 3 市長は、就任に当たっては、市民自治を実現するため、本市の代表者として公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。
- 4 その他市長に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

栃木市を統轄する市長は、市民から直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあり、市長以外の執行機関に比べて責任が重いことから、第18条として、市長の権限と責務について特別に定めています。

第1項では、市長には市民の信託を受けた者として、また市政を代表する者として、市政運営全般を、公平、公正かつ誠実に遂行することが求められます。

第2項では、市長には栃木市の代表者としてこの条例の自治の基本理念にのっとり、市民自治の実現に向けた市政運営が求められています。

第3項では、市長は、就任時に、市民自治の実現に努めることを市民に対して宣誓しなければならないこととしています。

宣誓は「市長の就任の宣誓に関する要領」により実施しており、平成26年5月15日の市長就任後最初の市議会での宣誓ではその内容を市ホームページで公表しています。

第4項では、市長に関し必要な事項は別に定めることとしており、現在は、栃木市長等政治倫理規範を定めています。

関連条例等

- ・市長の就任の宣誓に関する要領
- ・栃木市長等政治倫理規範



(行政委員会等)

第19条 行政委員会等は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、市長及び他の行政委員会等と協力連携して、市政運営に当たらなければならない。

【解説】

第19条は、その他の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の責務について定めています。

(市職員)

第20条 市職員は、市民全体の奉仕者として、市民自治の実現のため、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼獲得に努めなければならない。

2 市職員は、職員間の連携を密にし、効率的かつ効果的に職務を遂行しなければならない。

3 市職員は、職務遂行に当たって、必要な知識の習得、創意工夫、技能向上等に努めなければならない。

4 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、地域のまちづくりに積極的に参画するように努めなければならない。

【解説】

地方分権が進む中、市が自らの責任と創意工夫の下で行う業務が、これまで以上に複雑多岐にわたっており、このような状況に的確に対応するため、第20条では、市の職員の責務について定めています。

第1項では、市職員は、市民全体の奉仕者として、法令やこの条例等を遵守しながら公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを定めています。

第2項では市職員に、組織内はもとより組織間の連携を図ることで、効率的、効果的に職務を遂行することを求めています。

第3項では、職務に取り組むに当たり、必要な知識や能力の向上に努め自己研さんすることが求められています。

第4項では、市職員は、一人の職員であるとともに地域の一員として、積極的に地域のまちづくり活動に協力するように定められており、そういった活動を通して、より一層の市民の信頼獲得に努めることが求められています。

